

公共測量 作業規程の準則の訂正

対象：作業規程の準則（一部改正：令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）
 訂正対象：令和5年3月31日 公開用電子ファイル、閲覧用資料
 令和6年6月26日訂正（令和5年4月1日から適用）

箇所	訂正後（正）	訂正前（誤）																																																														
本文 作業規程の 準則	<p>（観測の実施） 第37条（略） 2 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。 一（略） 二 GNSS観測は、次により行うものとする。 イ～ロ（略） ハ GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="302 781 1546 1470"> <thead> <tr> <th>観測方法</th> <th>観測時間</th> <th>データ取得間隔</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スタティック法</td> <td>120分以上</td> <td>30秒以下</td> <td>1～3級基準点測量（10km以上）</td> </tr> <tr> <td>60分以上</td> <td>30秒以下</td> <td>1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>短縮スタティック法 <u>※1</u></td> <td>20分以上</td> <td>15秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>キネマティック法</td> <td>10秒以上<u>※2</u></td> <td>5秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>RTK法 <u>※4</u></td> <td>10秒以上<u>※3</u></td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク型RTK法 <u>※4</u></td> <td>10秒以上<u>※3</u></td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"> <u>※1</u> 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。 <u>※2</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※4</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ～ヲ（略） 三（略）</p>	観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要	スタティック法	120分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km以上）	60分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量	短縮スタティック法 <u>※1</u>	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量	キネマティック法	10秒以上 <u>※2</u>	5秒以下	3～4級基準点測量	RTK法 <u>※4</u>	10秒以上 <u>※3</u>	1秒	3～4級基準点測量	ネットワーク型RTK法 <u>※4</u>	10秒以上 <u>※3</u>	1秒	3～4級基準点測量	備考	<u>※1</u> 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。 <u>※2</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※4</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。			<p>（観測の実施） 第37条（略） 2 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。 一（略） 二 GNSS観測は、次により行うものとする。 イ～ロ（略） ハ GNSS観測の方法は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1587 781 2837 1470"> <thead> <tr> <th>観測方法</th> <th>観測時間</th> <th>データ取得間隔</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スタティック法</td> <td>120分以上</td> <td>30秒以下</td> <td>1～3級基準点測量（10km以上）</td> </tr> <tr> <td>60分以上</td> <td>30秒以下</td> <td>1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>短縮スタティック法</td> <td>20分以上</td> <td>15秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>キネマティック法</td> <td>10秒以上<u>※1</u></td> <td>5秒以下</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>RTK法 <u>※3</u></td> <td>10秒以上<u>※2</u></td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク型RTK法 <u>※3</u></td> <td>10秒以上<u>※2</u></td> <td>1秒</td> <td>3～4級基準点測量</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"> （新設） <u>※1</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※2</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ～ヲ（略） 三（略）</p>	観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要	スタティック法	120分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km以上）	60分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量	短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量	キネマティック法	10秒以上 <u>※1</u>	5秒以下	3～4級基準点測量	RTK法 <u>※3</u>	10秒以上 <u>※2</u>	1秒	3～4級基準点測量	ネットワーク型RTK法 <u>※3</u>	10秒以上 <u>※2</u>	1秒	3～4級基準点測量	備考	（新設） <u>※1</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※2</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。		
観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要																																																													
スタティック法	120分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km以上）																																																													
	60分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量																																																													
短縮スタティック法 <u>※1</u>	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量																																																													
キネマティック法	10秒以上 <u>※2</u>	5秒以下	3～4級基準点測量																																																													
RTK法 <u>※4</u>	10秒以上 <u>※3</u>	1秒	3～4級基準点測量																																																													
ネットワーク型RTK法 <u>※4</u>	10秒以上 <u>※3</u>	1秒	3～4級基準点測量																																																													
備考	<u>※1</u> 電子基準点のみを既知点とする場合には適用しないものとする。 <u>※2</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※4</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。																																																															
観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘要																																																													
スタティック法	120分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km以上）																																																													
	60分以上	30秒以下	1～3級基準点測量（10km未満） 4級基準点測量																																																													
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量																																																													
キネマティック法	10秒以上 <u>※1</u>	5秒以下	3～4級基準点測量																																																													
RTK法 <u>※3</u>	10秒以上 <u>※2</u>	1秒	3～4級基準点測量																																																													
ネットワーク型RTK法 <u>※3</u>	10秒以上 <u>※2</u>	1秒	3～4級基準点測量																																																													
備考	（新設） <u>※1</u> 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※2</u> FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 <u>※3</u> 後処理で解析を行う場合も含めるものとする。																																																															

<p>(移動取得計画)</p> <p>第495条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 固定局は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 <u>固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。</u></p> <p>二 <u>新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量により水平位置及び標高値を求めるものとする。</u></p> <p>三 固定局と取得区間との基線距離は10キロメートル以内を原則とし、やむを得ない場合でも30キロメートルを超えないものとする。</p> <p>四 新たに固定局を設置した場合は、固定局明細表を作成するものとする。</p>	<p>(移動取得計画)</p> <p>第495条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 固定局は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 <u>固定局は第539条第4項の規定に準じて設置するものとする。</u></p> <p>二 固定局と取得区間との基線距離は10キロメートル以内を原則とし、やむを得ない場合でも30キロメートルを超えないものとする。</p> <p>三 新たに固定局を設置した場合は、固定局明細表を作成するものとする。</p>
--	--